

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は社会のお役に立つという使命のもと、顧客・株主・従業員等のステークホルダーにとっての、企業価値を最大化するため、企業の透明性及び健全性を確保することが経営上のもっとも重要な課題のひとつと位置付けております。

このため、コンプライアンスの徹底と経営上のリスク管理をモニタリングできる体制構築のために、社内組織やシステムの充実に努めております。

当社では新日本有限責任監査法人の監査を受け、財務情報をはじめとする会社経営に関する情報について、顧客、株主、従業員等のステークホルダーの方々や投資者の方々に適時開示を実施しております。

当社は次の経営理念のもと、公明正大かつ透明性を高め、経営上の諸問題に関し、迅速かつ適切な意思決定により、必要に応じて機動的な施策を講じて、コーポレートガバナンスの充実に努めております。

= 経営理念 =

人間尊重を第一義とし、常にかよいあう息の心、助け合いの心、感謝の心を大切に信頼を基とし、みんなで相談みんなで実行の社是のもと、“豊かな環境と住まいづくり”の実践を通じ社会のお役に立たせて頂くこと。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレート・ガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
藤岡 洋一	1,115,200	18.68
取引先持株会	456,400	7.64
従業員持株会	301,011	5.04
藤岡 秀一	298,385	5.00
押木 光三	251,600	4.21
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	251,600	4.21
株式会社りそな	243,000	4.07
藤岡 純一	237,000	3.97
株式会社三井住友銀行	185,000	3.10
桑井 孝子	166,700	2.79

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 JASDAQ

決算期

2 月

業種

金属製品

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

現時点で重要な影響を与えうる特別な事情はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
有田 真紀	公認会計士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
有田 真紀	○	独立役員に選任しております。	公認会計士及び税理士としての専門的な知識経験と、ガバナンスや企業経営に関する高い見識を有していることから、社外取締役として選任しております。また、一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
------------	--------

定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は内部監査部門と緊密な連携をとっており、監査実施の都度、「監査報告書」及び口頭等による補足説明を受けています。報告結果を精査し、補完・牽制するとともに、監査の体制を評価し、必要に応じ取締役等に見直しを要求しています。

監査役と会計監査人は、定期的会合において、会計監査人が行う本年度の監査計画（監査の体制並びに監査の方法の概要）の説明並びに質疑が行われ、本年度終了時には、終了に伴う監査実施（往査事業所、監査手続の内容等々）の説明並びに質疑応答が行われています。また、個別の事案についても必要に応じて打ち合せ及び制度の変更等の解説並びに質疑応答を実施しています。

内部監査部門と会計監査人は、必要に応じて相互に範囲・結果・現状等についての情報提供を行い、緊密な連携をとっています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
阿部 幸孝	弁護士													
橋田 光正	公認会計士													

- 会社との関係についての選択項目
- 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
阿部 幸孝		——	弁護士として豊富な経験と高い専門性を活かし、当社のコーポレート・ガバナンスの水準の維持、向上するため。
橋田 光正	○	独立役員に選任しております。	公認会計士として豊富な経験と高い専門性を活かし、当社のコーポレート・ガバナンスの水準の維持、向上するため。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

——

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況	その他
-------------------------------	-----

該当項目に関する補足説明

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

役員報酬の総額につきましては、弊社ホームページのIR情報(下記アドレス)でご覧いただけます。
URL <http://www.daiken.ne.jp/ir/ir03.html>

報酬の額又はその算定方法の決定方針 の有無	なし
--------------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

内部監査室及び取締役会の事務局である総務部が、社外取締役及び社外監査役が職務を執行するにあたり必要に応じて情報提供や資料提供を行い、円滑な推進をサポートすることとしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(業務の執行、監査、監督)

業務に関わる重要な意思決定は、毎月1回の定時取締役会と必要に応じて開催する臨時取締役会により、業務執行に係わる重要な意思決定を行うとともに取締役の職務執行状況の監督を行います。

監査役は、取締役会に出席し、各取締役の業務執行の適法性、妥当性を監査するとともに日常業務の実態の把握に努めております。

(指名)

取締役会にて、人物、見識、能力、資質、業績等を総合的に判断して、取締役候補者案ならびに監査役候補者案を作成し、株主総会の決議により選任しております。

(報酬決定)

取締役、監査役の報酬等は、毎年株主総会後の取締役会において、株主総会で承認された報酬枠の範囲内で決定されております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

より一層の機動的な経営を実現するため、執行役員を配置したうえで、事業規模を勘案し取締役員数の最適化により、意思決定の迅速化を図っております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
IR資料のホームページ掲載	株価、ファクトシート、株式情報、事業報告書、中間事業報告書、有価証券報告書、半期報告書、決算短信、中間決算短信、四半期財務・業績の概況、株主総会招集通知書、株主総会決議通知書、株主優待、プレスリリース、公告	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRに関する部署(担当者)は、総務部(総務部長)です。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

・基本的な考え方

内部統制とは「企業の存続とその継続的な発展のために経営者が経営資源をコントロールするための仕組み」と捉え、また会社法の施行に伴う内部統制システムの義務化にうより早急にシステムを構築し、充実を図ってまいります。

内部統制システム構築の基本方針

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制について、取締役会で決議した内容の概要は次のとおりであります。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、コンプライアンス体制の根幹となる行動指針を定め、取締役が、率先して研修等へ参加することを通じて、コンプライアンスの意識向上に努めると共に、すべての役職員が事業活動のあらゆる局面において、コンプライアンス規程に従い実践するよう周知徹底します。
- (2) 内部監査室は、総務部と連携のうえコンプライアンスの状況を監視するとともに、随時取締役会に報告します。
- (3) 当社は、コンプライアンスに係る問題等を発見した場合の報告ルールを定めると共に、通常の報告ルートの他に公益通報制度を設け、その利用につき役職員に周知し運営します。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や各取締役が職務権限規程に基づいて決裁した文書等、取締役の職務執行に係る情報を文書に記録し、法令及び社内規定に基づき、定められた期間保存します。また、取締役及び監査役はそれらの文書を随時閲覧できるものとします。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

全社的なリスク状況への対応については、別途定められた「危機管理規程」に基づき各部門への浸透を図ります。各部門の所管業務に付随するリスク管理は当該部門が行い、各事業部門の長は、定期的にリスク管理の状況を担当取締役及び取締役会に報告し、取締役会において、改善策を審議・決定します。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は目標の明確な付与等を通じて市場競争力の強化を図るために、年度予算を策定し、それに基づく業績管理を行うと共に、別途定める社内規程に基づく、職務権限及び意思決定ルールにより、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制をとるものとします。また、取締役会の意思決定の妥当性を高めるため、社外取締役を選任するものとします。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社及び子会社等と重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要事実について相互に情報確認を行い、適切なリスク管理に努めます。

また、当社と子会社等との間における取引は、法令・会計原則・税法その他の社会規範に照らし適切に管理すると共に、不適切な取引または会計処理を防止するため、内部監査室は監査役及び監査契約を締結した監査人と十分な情報交換を行うものとします。

当社は、子会社に関する業績状況、決算状況などの報告について、定期的・継続的に子会社の取締役または従業員から当社取締役会へ報告するものとします。なお、監査役は取締役会と連携し報告を共有するものとします。

当社の監査役は「監査役監査規程（第16条2項）」に従い、子会社の業務及び財産の状況を調査することができるものとし、子会社の取締役または従業員から直接報告を受けることができるものとします。

6. 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、従業員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた従業員はその命令に関して、取締役、内部監査室長等の指揮命令を受けないものとします。

また、必要に応じて、監査役の業務補助のため監査役スタッフを置くこととし、その人事については、あらかじめ監査役の同意を必要とします。

7. 取締役・使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、部門長会議等の重要な会議に出席すると共に、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び従業員にその説明を求めるものとします。

取締役または従業員は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社及び子会社等の財務及び事業に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部者通報による通報状況及びその内容をすみやかに報告する体制を整備し、報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役の協議により決定します。

また、監査役に対し当該通報及び報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないものとします。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役と代表取締役との間の定期的な意見交換会を設定します。
- (2) 監査役は、法律上の判断を必要とする場合は、随時顧問弁護士に専門的な立場からの助言を受け、会計監査業務については、監査契約を締結した監査人に意見を求めるなど必要な連携を図ります。
- (3) 監査役の職務執行に関して生じる費用については、会社の経費予算の範囲内において、所定の手続きにより会社が負担します。

9. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムの構築を行います。また、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うものとします。

10. 反社会的勢力排除に向けた基本方針

当社は、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切関係を持たないことを「行動指針」に定め、基本方針とします。また、必要に応じて警察、顧問弁護士などの外部の専門機関と連携し確に対応します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切関係を持たないことを「行動指針」に定め、基本方針とする。また、必要に応じて警察、顧問弁護士などの外部の専門機関とも連携を取り、体制の強化を図ります。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

あらかじめ当社取締役会が同意したものを除いて、特定の株主等によって当社株式の大規模な買付け行為が行われ、経営権に影響を及ぼす行為をなされた場合、最終的には、当社株主の判断に委ねるべきであると考えておりますが、当社株主が適切な判断を行うためには、大規模な買付けが行われようとする際、当社取締役会を通じて当社株主にこれらの行為に関する十分な情報を提供されることが望まれます。当社取締役会としては、株主判断のため、これらの情報が提供されましたら、評価、検討し、取締役会としての考えを表明し、大規模な買付け行為をなす特定の株主等と必要に応じて、交渉したり、株主へ代替案を提示することもあります。これまで当社をご支援くださいます多くの株主はもとより、顧客、従業員等のステークホルダーにとって、企業価値の毀損につながる内容である場合に限り、株主総会を最高意思決定機関として、一定の措置を講じるものであります。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

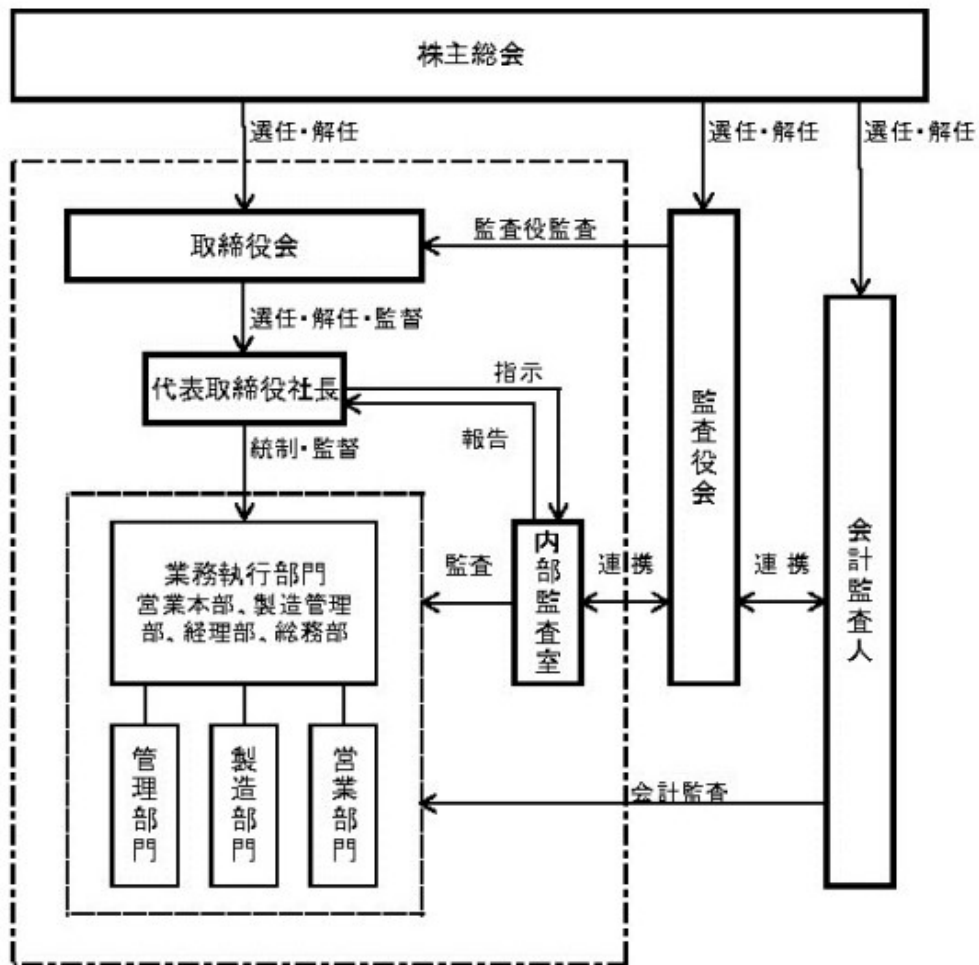
当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の概要は、次のとおりであります。

当社は、会社情報を適時適切に開示するため、金融商品取引法及び東京証券取引所の定める「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」(以下、「適時開示規則」という)に則り、適時開示に係る体制を整備しております。

重要な案件が発生したときは、随時、臨時取締役会を開催し意思決定を行うほか、重要な会社情報の一元管理と情報開示の統括を行うため、社内規程「内部情報管理規程」に基づき、総務部担当取締役を情報管理責任者に任命し、役職員を通じた会社情報の把握、通知、連絡を行う体制を整備しております。

情報管理責任者は、当該事項が適時開示規則に基づき開示が必要か否かについて、代表取締役社長及び関係取締役等と協議して決定します。当該情報が適時開示が必要な場合は、決定事項については決定後遅滞なく、発生事項については発生後遅滞なく社長指示に基づき情報管理責任者が情報開示を行います。

【参考資料: 模式図】



【参考資料: 適時開示体制図】

